



基発第0401028号
平成14年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働保険事務組合事務処理手引（平成12年3月）」の一部改正について

労働保険事務組合に係る事務処理については、「労働保険事務組合事務処理手引（平成12年3月）」（以下「事務処理手引」という。）により取り扱われているところであるが、今般、下記のとおり事務処理手引の一部を改正するので、今後の事務処理に当たっては遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 改正概要

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成13年厚生労働省令第31号）の施行に伴い、労災保険率に「0.5厘」単位の料率が設けられたことから、労働保険事務組合委託事業に係る労働保険料の算定について、事務処理手引で示されている算定方法により求められる労働保険料額と、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号（以下「徴収法」という。））第11条及び第13条の規定に基づき算定される労働保険料額との間に、「1円」の誤差が発生するが生じることとなった。

このため、当該労働保険料の算定に当たり、徴収法第11条及び第13条の趣旨に沿った取扱いを行うこととするため、事務処理手引中の関連部分の記述等を改めることとする。

また、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第59号）の施行に伴い、雇用保険率に変更となったので、事務処理手引中の雇用保険率を改めるものである。

2 変更内容

○ 労働保険事務組合事務処理手引（平成12年3月）の一部を次のように改める。

(1) 第7章のⅢの2の(2)のホの(フ)中「、(計)欄には、「賃金等の報告」の⑩の(㊂)+⑩欄の額」を削る。

(2) 第7章のⅢの2の(2)のホの(ヌ)を次のように改める。

(ヌ)「⑨ 保険料」欄の(一)欄には、⑦の(一)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記載し、(特)欄には、⑦の(特)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記載し、(一)欄と(特)欄を合算した額を(計)欄に記載する。

なお、申告書内訳(甲)の様式に従い、一般の労働者の労災保険料と雇用保険料を別々に計算した場合、労災保険率が「0.5厘」単位の料率であるとき、「1円」の差額が発生することがある。このような場合は、労災保険料に「1円」を加算する。

(3) 第7章のⅢの2の(2)のホの(ケ)中「⑩+⑪」欄の額に上段の料率を乗じて得た額を記載する。ただし、メリット制適用事業については「賃金等の報告」の⑭の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）と⑬の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を合算した額を記載する。」を「⑭の①欄の額に上段の率を乗じた額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）と、⑬の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を合算した額を記載する。なお、申告書内訳(甲)の様式に従い、一般の労働者の労災保険料と雇用保険料を別々に計算した場合、労災保険率が「0.5厘」単位の料率であるとき、「1円」の差額が発生することがある。このような場合は、労災保険料に「1円」を加算する。」に改める。

(4) 第7章のⅢの2の(2)のホの(ネ)中「11.5」を「15.5」に改める。

(5) 第7章のⅢの2の(2)のホの(ト)中「13.5」を「17.5」に改める。

(6) 第7章のⅢの2の(2)のホの(チ)中「14.5」を「18.5」に改める。

(7) 組様式第6号(甲)保険料申告書内訳を次のように改める。

労働保険番号A	府県	標準	管轄	番号
.....

平成13年度
平成14年度

確定
概算

保険料申告書内訳

枚のうち	枚目
------	----

① 労働 保険 番号 の 枝 番号	② 事業場の名称	③ 業種 番号	④ 労働 保険 関係 区分	平成13年度確定保険料・平成14年度概算保険料(増額・減額)						⑩ 申告済概 算保険料 第1種特別 加入保険料	平成14年度概算保険料			第1種特別加入者					
				労災保険			雇用保険				確定保険料 (規模区分別)		⑪ 労災保険	⑫ 雇用保険	⑬ 合計 (⑪+⑫)	氏名	平成13年 度の給付 基礎日額	区分	平成14年 度からの 給付基礎 日額
				⑦ 賃金総額	⑧ 労災 保険 率	⑨ 保険料 (⑦×⑧)	⑭ 賃金総額	⑮ 雇用 保険 率	⑯ 一般保険料 (⑭×⑮)		合計額(⑨+⑯)		保険料 (第1種特別 加入を含む)	一般保険料					
											15人以下	16人以上							
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
			両保 労災 雇用	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備	(一) 特 備								1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退			
小計			両保 労災 雇用 (計)	⑭ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	⑮ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	⑯ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	⑰ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	⑱ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	⑲ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	⑳ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	㉑ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	㉒ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	㉓ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	㉔ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	㉕ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	㉖ A 件 B 件 乙 A 件 B 件	㉗ A 件 B 件 乙 A 件 B 件		

(郵便番号) -
電話番号()-()番

労働保険事務組合の名称

所在地

代表者の氏名

(事務担当者)氏名

労働局用